

瑞穂監第40号
平成31年1月25日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「医療保険課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「医療保険課」における平成30年4月1日から平成30年9月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「福祉医療費」について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し監査を行った。

医療保険課は、課長以下職員13名と補助職員2名で次の事務を行っている。

- (1) 国民健康保険事業特別会計の歳入歳出に関すること。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。
- (3) 国民健康保険税の督促及び滞納処分に関すること。
- (4) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (5) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (6) 国民健康保険税の異議申立てに関すること。
- (7) 岐阜県国民健康保険連携会議に関すること。
- (8) 後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出に関すること。
- (9) 後期高齢者医療事業・健診事業に関すること。
- (10) 国民年金に関すること。
- (11) 福祉年金に関すること。
- (12) 基礎年金に関すること。
- (13) 福祉医療に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所
平成30年11月29日（木）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び福祉医療費の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

医療保険課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成30年9月末日現在

会計名称		予算額(円)	収入・執行済額(円)	比率(%)
一般会計	歳入	492,607,000	132,954,506	27.0
	歳出	1,194,089,000	367,345,849	30.8
国民健康保険 事業特別会計	歳入	4,920,515,000	2,283,330,132	46.4
	歳出	4,920,515,000	1,862,663,496	37.9
後期高齢者医療 事業特別会計	歳入	518,744,000	183,005,023	35.3
	歳出	518,744,000	158,340,956	30.5

◆福祉医療費助成事業について

平成28年10月より子育て支援、定住促進対策として、中学生世代（15歳年度末）から高校生世代（18歳年度末）までに入院・外来の医療費の無料化を拡大している。この事業に関する医療費等の推移は以下のとおりである。

区分／年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度9月末
受給者数(人)	8,882	10,312	10,291	10,044
助成件数(件)	152,749	160,597	164,872	84,708
医療費(円)	315,371,062	327,774,924	342,444,603	177,412,812

2 福祉医療費について

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	対象者拡大に伴う効果検証について	平成28年9月末と平成30年9月末の人口を比較すると794人増加し、高校生世代の受給資格者数は92人増加した。しかし、医療費の無料化の効果検証していないため人口増、定住者増につながっているとは言えないとの回答であった。	医療費無料化の対象者を拡大した目的が子育て支援、定住促進対策であるならば、拡大したことによる効果があったのか、なかったのか検証は必要である。 今後において、この事業に限らず当市で新規の事業を実施する場合には、効果検証ができるようにしていただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
2	医療費適正化の取り組みについて	<p>毎年 7 月に保育所・幼稚園・小学校へ、2 月には中学 3 年生へ医療費適正化啓発チラシを配布している。</p> <p>7 月に配布をしている理由は、夏休み期間に医療機関へ多くの方が受診すると思われるからとの回答であった。</p>	<p>夏休み期間に多くの方が受診すると思われるという推測で医療費適正化チラシを配布しているが、実際は平成 29・30 年 3 月診療分の福祉医療費（乳幼児等）の助成額が最も高かった。</p> <p>推測で事務をするのではなく、実際のデータを活用し、配布時期等を検討すべきである。また、チラシを配布するだけでなくホームページ等を活用した啓発もすべきである。</p>

3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	特定健康診査・特定保健指導について	<p>特定健康診査・特定保健指導は、瑞穂市行政組織規則（平成 15 年 5 月 1 日規則第 2 号）別表第 1 によると、医療保険課の分掌事務であるが、平成 30 年度事務分掌表（平成 30 年 10 月）では、特定健康診査は医療保険課、特定保健指導は健康推進課の分掌事務となっており、規則と相違している。平成 29 年度決算では、特定保健指導事業費として、医療保険課（国民健康保険事業特別会計）から健康推進課（一般会計）へ、両課合議決裁によって、事業費 4,045,607 円支払われていた。</p>	<p>特定健康診査・特定保健指導は、国民健康保険事業を所管する医療保険課の分掌事務になっているが、保健師のいる健康推進課で特定保健指導を実施することは理解できる。そこで、特定保健指導の所管と責任を実態に合わせ、健康推進課において継続的に実施するよう規則を改めるべきである。</p>
4	料理教室（ランチョンセミナー）について	<p>平成 29 年度瑞穂市予算編成方針において指導講師の謝礼は市内 5,000 円、市外 6,000 円、県外 7,000 円であるが、市内・外の栄養士 6,000 円、県外の健康運動指導士 10,000 円を支払っていた。担当課によると健康推進課で支払っている謝礼額を積算根拠としているとのこと</p>	<p>瑞穂市予算編成方針の報償費の基準額があるにもかかわらず、健康推進課の謝礼額を積算根拠とし積算方法を確認せず安易に同じ額を支出することは適切とはいえない。今後はまず、基準額で講師依頼を検討すべきである。基準額での依頼が困難な場合に限り、その有用性や謝礼額の積算根拠について</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		であった。 健康推進課が講師依頼、資格確認等を行い、開催日には健康推進課職員が参加していた。	起案書等を用いて十分に協議したうえで講師を依頼していただきたい。 医療保険課が講師依頼、資格確認等をするべきものを健康推進課が行い、開催日には健康推進課職員が参加しているため、事業の所管と責任の所在が不明確であり適切とはいえない。この事業においては、所管と責任を明確にした上で、健康推進課で実施するよう検討していただきたい。
5	歯科健診について	受診者数は集計しているが、受診結果のデータ化等はされてなく、受診者の口腔内の状態は把握できていなかった。	特定健康診査等実施計画では、歯科健診を歯と歯ぐきの健康づくりから行う生活習慣病予防として実施しているが、受診者の口腔内の状態が把握できていないため効果は不明である。今後は、健診を実施するだけでなく受診結果のデータ化等を行い受診者の口腔内の状態を把握し効果検証を行っていただきたい。
6	国民健康保険事業特別会計への法定外繰入金について	平成29年度一般会計繰入金のうち法定外繰入金36,906,000円である一方、平成28年度と平成29年度繰越金を比較すると48,606,347円増加しており、法定外繰入金より繰越金が11,700,347円上回っていた。	平成29年度法定外繰入をしなくても、平成29年度繰越金は11,700,347円が発生していたことになり、法定外繰入金の必要性について疑問である。今後は、必要最小限の法定外繰入額となるよう必要性も含め検討していただきたい。
7	ホームページについて	国民健康保険税の納付場所に既に閉店したコンビニエンスストア、国民年金保険料の後納制度の説明においては制度終了後もホームページに掲載されていた。	国民健康保険税の納付場所においては、既に閉店したコンビニエンスストアを掲載し、誤った情報発信をしていた。また、国民年金保険料においては、制度終了後にもかかわらず制度説明が掲載されていた。その他の項目についても適宜更新し、正確な情報発信に努めていただきたい。

以上